

新しいスタートを応援します！

若者定住促進住宅補助制度の

ご案内

住んで
イーナ
カサイ



オンライン申請フォームのQRコードはこちら

令和5年度より、補助率と補助上限額を拡充しました。

改正前) 3%(上限30万円) OR 5%(上限50万円)

改正後) **一律 5%(上限50万円)**

令和5年4月1日

加 西 市

加西市若者定住促進住宅補助制度

制度の目的

定住人口の増加による地域の活性化を図るため、加西市内に住宅を新築または購入し居住する若者世帯に対し補助金を交付します。

補助金の対象者(次の全ての項目に当てはまる人が対象です)

- 自分が住むための一戸建て住宅、分譲共同住宅等を新築または購入した人
(平成30年4月1日以降に工事請負契約または不動産売買契約を締結)
- 申請者とその配偶者の合計年齢が **80歳以下**の若者世帯(申請者が独身の場合は40歳以下)又は申請者自らの未就学の子どもを含む世帯で取得した住宅に住民登録し、かつ居住している世帯
 - ※ 夫婦の合計年齢及び未就学児の年齢の算定は、住宅の新築・購入後初めて固定資産税の課税対象となる年の1月1日をもって行います。
- 住宅を新築または購入するための借入れがある人(借入期間10年以上)
 - ※ 住宅の取得に対する借入れのみを対象とし、土地取得に対する借入金は対象外
- 取得した住宅の登記名義人である人
- 世帯全員が市税等を滞納していないこと
- 当該住宅の取得又は改修等について、国、県及び市から同様の補助を受けた者が世帯の構成員にいないこと
- 公共補償等による新築、増改築工事をする人が世帯にいないこと

対象となる住宅

居室、台所、トイレ、浴室等がある延床面積が50平方メートル以上の一戸建て住宅、分譲共同住宅(兼用住宅(※)の場合は、居住部分が延床面積の2分の1以上で面積が50平方メートル以上であること)

※ 一戸建て住宅に賃貸・店舗・事務所などの業務に使用するための部分を併設した住宅。

補助金の額

借入額(※)の5%(上限50万円)

※ 住宅(土地・建物)の取得金額が借入額を下回る場合は、住宅の取得金額で算定します。

補助金交付の流れ

(初めて固定資産税が課税される年度の4月1日から翌年3月末日まで)



交付申請書類の提出(オンライン申請となります)

申請ページのQRコードはこちら→

※下記の提出書類を画像データやPDF等にして、併せて送信していただく必要があります。

※オンライン申請が困難な場合は、窓口でも申請を受付いたしますので、交付申請書と下記の提出書類を、市役所4階ふるさと振興課に提出してください。

<提出書類>

- 本人及び同居家族の住民票 (※)
- 本人及び配偶者の納税証明書(または完納証明書) (※)
- 本人及び配偶者の上下水道料金の完納証明書(※)
- 建物の登記事項証明書の写し
- 金銭消費貸借契約書等の写し(借入金額を証する書類)
- 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し(住宅の取得金額が分かるもの)
- 平面図(延べ床面積の分かるもの)
- 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
※ 個人情報等の取得に同意いただける場合は添付不要となります。

- ① 書類等を審査して、補助金交付の可否を決定し、補助金の交付決定通知書を送付します。
- ② 補助金請求のオンライン申請を行う。
※窓口での申請も可能です。
- ③ 補助金を口座に振込いたします。

補助の取消し及び返還

次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を求めます。

- (1) 不正の行為によって、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の日から5年以内に、当該住宅を売渡し又は居住しなくなったとき。
- (3) 補助金交付決定の日から3年以内に、当該住宅を他の用途に変更したことによって、補助対象となった住宅部分が補助要件を喪失したとき。

窓口で申請される場合

申請書は市役所4階ふるさと振興課の窓口で配布しています。
また、加西市ホームページからダウンロードすることもできます。

申請書に必要書類を添えて、月～金曜日の8:30～17:15(祝祭日は除く)に、ふるさと振興課の窓口へご持参いただくか、郵送願います。

なお、書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。

内容についてご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご相談ください。

(お問い合わせ先)

加西市産業部ふるさと振興課

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

TEL : 0790-42-8764

FAX : 0790-43-1802

E-mail : furushin@city.kasai.lg.jp